

29 文科高第 1187 号
医政発 0330 第 48 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）については、平成 30 年 3 月 15 日付けで公布され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、周知を行っていただくようお願いいたします。

記

第一 改正の概要

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上に、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されることに伴い、診療放射線技師学校養成所の指定基準として規定されている臨床実習を行う施設について、現行の、臨床実習を行うのに適当な病院、診療所、介護老人保健施設に加え、新たに介護医療院を規定すること。

第二 施行日

平成 30 年 4 月 1 日